



# 熊本県公報

第11946号

平成22年9月28日(火)

(毎週 火・金発行)

## 目 次

### 公 告

- 熊本都市計画地区計画の決定（益城町決定）……………（都市計画課） 1
- 平成22年度熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表……………（人事課） 1
- 抗インフルエンザウイルス薬（リレンザ）の随意契約に係る  
    公告……………（健康危機管理課） 52
- 訓 令
- 熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令……………（人事課） 53
- 熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令……………（〃） 53
- 熊本県建築物安全推進室設置規程の一部を改正する訓令……………（〃） 54

### 公 告

#### 熊本県公告第536号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定による都市計画の図書の写しの送付を受けたので、同条第2項の規定により次のように公衆の縦覧に供する。

平成22年9月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 都市計画の種類  
熊本都市計画地区計画（馬水西原地区地区計画）
- 2 都市計画の図書の写しの縦覧場所  
熊本県土木部都市計画課

#### 熊本県公告第537号

熊本県職員の人事行政の運営等の状況の公表に関する条例（平成17年熊本県条例第1号）第6条の規定により、熊本県職員の人事行政の運営等の状況について、次のとおり公表する。

平成22年9月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 職員の任免及び職員数の状況  
(1) 職員の採用

平成21年度に新たに採用された一般職（臨時職員を除く。）の職員及び再任用された職員の状況は、次のとおりです。

【新規採用】

(単位：人)

区分	試験の種類			選考	任期付	合計
	大卒程度	短大卒程度	高卒程度			
一般行政職	49	1	11	15	17	93
事務職	27	1	9	2	14	53
技術職	22		2	13	3	40
警察職	115		52			167
教育職				236		236
企業職						0
技能労務職						0
合計	164	1	63	251	17	496

## 【再任用】 (単位:人)

区分	フルタイム	短時間	合計
一般行政職	61	19	80
事務職	32	14	46
技術職	29	5	34
警察職	9		9
教育職	101		101
企業職	1		1
技能労務職	8		8
合計	180	19	199

(注) 一般行政職、警察職、教育職、企業職及び技能労務職の区分は、次のとおりです。

- |         |                  |
|---------|------------------|
| ① 一般行政職 | ②～⑤以外の職員         |
| ② 警察職   | 公安職給料表が適用される職員   |
| ③ 教育職   | 教育職給料表が適用される職員   |
| ④ 企業職   | 企業職給料表が適用される職員   |
| ⑤ 技能労務職 | 技能労務職給料表が適用される職員 |

## (2) 職員の離職

平成21年度に離職した一般職(臨時職員を除く。)の職員の状況は、次のとおりです。  
(単位:人)

区分	定年退職	勧奨退職	その他の					合計
			分限免職	懲戒免職	失職	死亡退職	任期満了	
一般行政職	205	46	0	2	0	5	32	51 341
事務職	119	25		2		1	20	36 203
技術職	86	21				4	12	15 138
警察職	99	24	1			1		52 177
教育職	231	77		4		7		87 406
企業職	1	1					1	3
技能労務職	11	5					3	2 21
合計	547	153	1	6	0	13	36	192 948

## (3) 職員数の状況

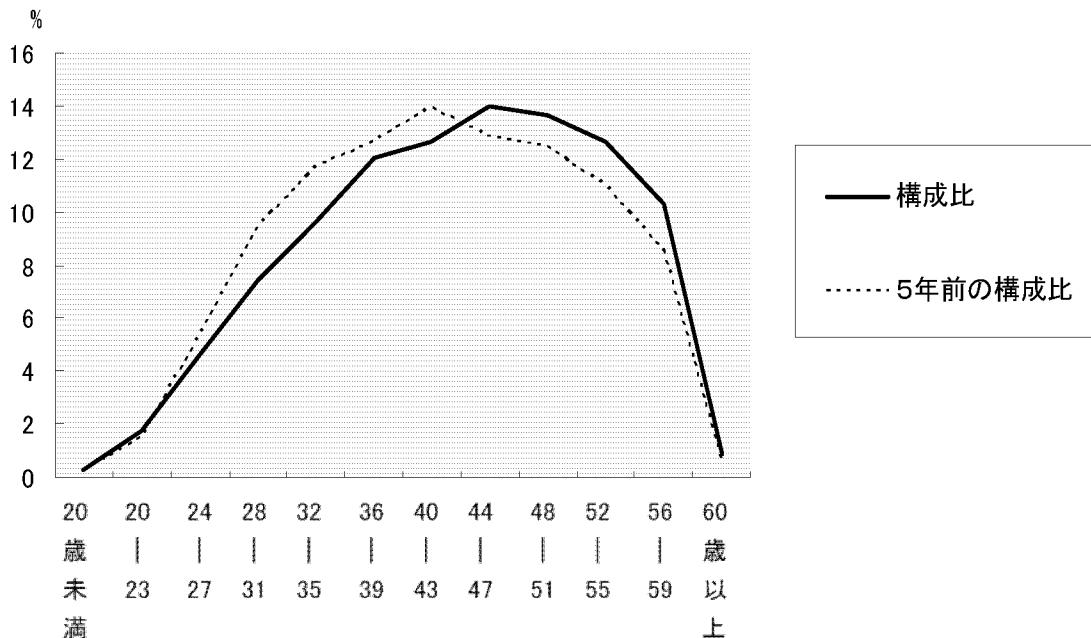
## ① 部門別職員数の状況と主な増減理由 (各年4月1日現在)

部門	区分	職員数		対前年 増減数	主な増減理由
		平成22年度	平成21年度		
普通会計部門	議会	31	32	△ 1	管理職業務見直し
	総務	746	767	△ 21	各地域振興局総務振興課の業務見直し
	税務	257	261	△ 4	各地域振興局収納窓口を非常勤嘱託化
	民生	443	453	△ 10	熊本市児童相談所設置に伴う減
	衛生	579	600	△ 21	各保健所管理職業務見直し
	労働	80	84	△ 4	事務の統廃合縮小
	農林水産	1,370	1,406	△ 36	各地域振興局農業普及振興課、農地整備課の業務見直し
	商工	184	190	△ 6	事務の統廃合縮小
	土木	874	934	△ 60	道路監視業務民間委託化、用地取得業務の見直し
	一般行政部門計	4,564	4,727	△ 163	(参考: 人口10万人当たり職員数 249人)
特別行政部門	教育部門	14,746	14,904	△ 158	学級数減による教職員の減
	警察部門	3,432	3,427	5	鑑識係の体制強化、刑事調査係の体制強化
	特別行政部門計	18,178	18,331	△ 153	(参考: 人口10万人当たり職員数 991人)
普通会計部門計		22,742	23,058	△ 316	(参考: 人口10万人当たり職員数 1,240人)

公 会 計 企 業 部 門 等	病院	87	90	△ 3	心理判定員業務、総務管理班業務の見直し
	下水道	6	8	△ 2	事務の統廃合縮小
	その他	90	95	△ 5	港管理業務を非常勤嘱託化
	公営企業等会計部門計	183	193	△ 10	(参考: 人口10万人当たり職員数 10人)
	合 計	22,925	23,251	△ 326	(参考: 人口10万人当たり職員数 1,250人)
		[26,809]	[26,805]	[ 4]	

- (注) 1 職員数は、一般職に属する職員数である。  
 2 [ ] 内は、条例定数の合計である。  
 3 職員数は、総務省の「地方公共団体定員管理調査」に基づき同省に報告したものである。

### ② 年齢別職員構成の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）



区分	20歳	20歳	24歳	28歳	32歳	36歳	40歳	44歳	48歳	52歳	56歳	60歳	計
	未満	23歳	27歳	31歳	35歳	39歳	43歳	47歳	51歳	55歳	59歳	以上	
職員数	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人	人
	63	406	1,063	1,698	2,214	2,756	2,895	3,212	3,137	2,906	2,370	205	22,925

### ③ 定員管理の数値目標及び進捗状況

#### ア 平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 4 月 1 日における定員管理の数値目標

職員数	平成17年4月1日	平成22年4月1日	純減数	純減率
	人	人		
	24,285	23,108	△ 1,177	△ 4.8

(参考) 熊本県行財政改革基本方針における定員管理の数値目標（数・率）

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	4.8%削減

## イ 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

区分 部 門		H17年 計画始期	H18年 1年目	H19年 2年目	H20年 3年目	H21年 4年目	H22年 5年目	H17年～H22年 計	(参考) 数値目標
知事部局	職員数	5,154	5,093	5,018	4,908	4,773	4,603	-	4,793
	増減	/	△ 61	△ 75	△ 110	△ 135	△ 170	△551 (152.6%)	△361 ( △7.0%)
教育委員会	職員数	15,462	15,339	15,188	15,029	14,869	14,712	-	14,725
	増減	/	△ 123	△ 151	△ 159	△ 160	△ 157	△750 (101.8%)	△737 ( △4.7%)
警察本部	職員数	3,377	3,309	3,426	3,433	3,425	3,432	-	3,415
	増減	/	△ 68	117	7	△ 8	7	55 ( - %)	38 ( 1.1%)
その他	職員数	292	196	191	184	188	183	-	175
	増減	/	△ 96	△ 5	△ 7	4	△ 5	△109 ( 93.2%)	△117 (△40.0%)
計	職員数	24,285	23,937	23,823	23,554	23,255	22,930	-	23,108
	増減	/	△ 348	△ 114	△ 269	△ 299	△ 325	△1,355 (115.1%)	△1,177 ( △4.8%)

- (注) 1 計画期間は、平成17年4月1日～平成22年4月1日の5年間である。  
 2 ( % ) 内の数値は、数値目標に対する進捗率を示す。  
 3 知事部局職員数は、病院局の職員を含む。  
 4 その他職員数は、企業局、各種委員(会)事務局、議会事務局、県立大学派遣職員の計。  
 5 増減は、各年の欄にあっては対前年比の職員増減数を、計の欄にあっては計画1年目以降現年までの職員増減数の累計を示す。  
 6 職員数は、市町村派遣医師を含み、1年以上の臨時職員を除く。

## 2 職員の給与の状況

平成21年4月1日現在のラスパイレス指数、職員の平均年齢、平均給料月額等の国及び都道府県平均値については、現在、国において集計していますので、確定後公表します。

## (1) 総括

## ① 人件費の状況（普通会計決算）

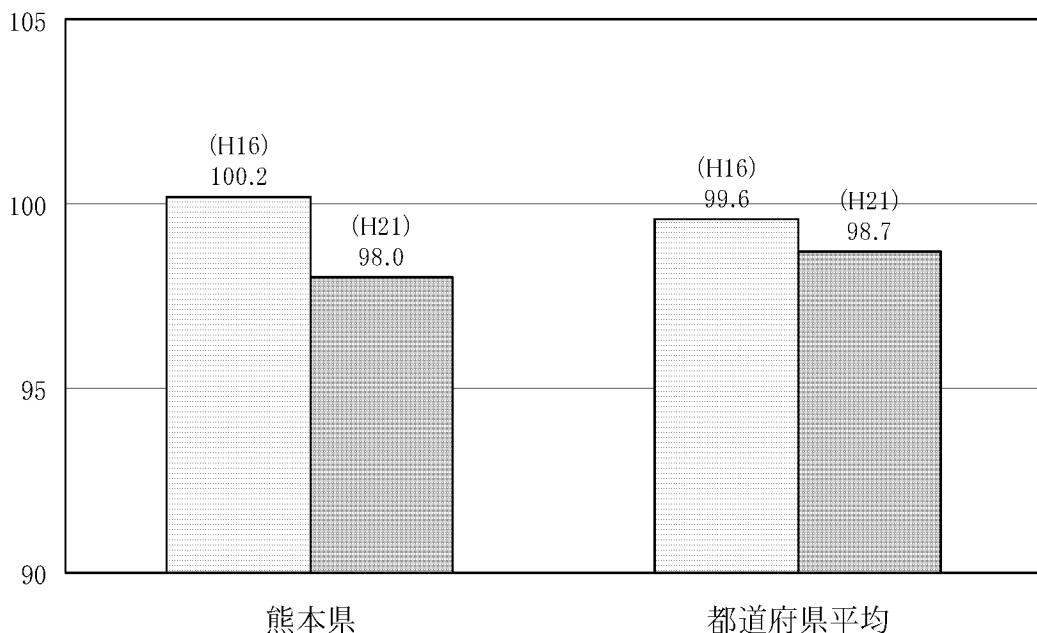
区分	住民基本台帳人口 (21年度末)	歳出額		実質収支	人件費 B	人件費率 B/A	(参考) 20年度の人件費率
		A					
21年度	人 1,833,757	千円 797,817,876	千円 12,818,751	千円 218,900,125	千円 27.4	% %	31.5

## ② 職員給与費の状況（普通会計決算）

区分	職員数 A	給与費				一人当たり 給与費 B/A	(参考)都道府県平均 一人当たり給与費
		給料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
21年度	人 23,057	千円 103,091,866	千円 17,983,198	千円 39,895,536	千円 160,970,600	千円 6,981	千円

- (注) 1 職員手当には退職手当を含まない。  
 2 職員数は、平成21年4月1日現在の人数である。

## (3) ラスパイレス指数の状況（各年 4 月 1 日現在）



(注) ラスパイレス指数とは、国家公務員の給与水準を 100 とした場合の地方公務員の給与水準を示す指数である。

## (2) 職員の平均給与月額、初任給等の状況

## ① 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況

(平成 22 年 4 月 1 日現在)

## ア 一般行政職

区分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
熊本県	44.1 歳	339,420 円	400,830 円	368,188 円
国	歳	円	—	円
都道府県平均	歳	円	円	円

## イ 技能労務職

区分	公 務 員				
	平均年齢	人数	平均給料月額	平均給与月額(A)	平均給与月額 (国ベース)
熊本県	47.3 歳	425 人	320,016 円	356,449 円	338,657 円
うち用務員	46.3 歳	244 人	313,447 円	350,517 円	332,499 円
うち運転士	50.7 歳	85 人	342,204 円	380,729 円	362,475 円
うち学校給食員	43.1 歳	9 人	288,058 円	303,438 円	294,502 円
うち巡視	51.6 歳	6 人	346,139 円	379,773 円	372,473 円
国	歳	人	円	—	円
都道府県平均	歳	人	円	円	円

区 分	参 考		
	年収ベース(試算値)の比較		
	公務員(C)	民間(D)	C/D
熊本県	—	—	—
うち用務員	5,664,004 円	円	
うち運転士	6,127,348 円	円	
うち学校給食員	4,945,556 円	円	
うち巡回	6,163,176 円	円	

(注) 1 平成 22 年 4 月 1 日現在の技能労務職給料表適用者（国の海事職俸給料表（二）の適用を受ける職員に相当する職員及び企業局の職員を除く。）を対象に作成している。

なお、「うち用務員」には、用務員の他、監視員、業手及び学校技師を含む。  
2 年収ベースの「公務員（C）」のデータは、それぞれ平均給与月額を 1.2 倍したるものに、前年度に支給された期末・勤勉手当を加えた試算値である。

#### ウ 高等（特別支援・専修・各種）学校教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本県	42.9 歳	362,575 円	412,025 円
都道府県平均	歳	円	円

#### エ 小・中学校（幼稚園）教育職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額
熊本県	44.8 歳	380,585 円	424,304 円
都道府県平均	歳	円	円

#### オ 警察職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国ベース)
熊本県	40.0 歳	321,525 円	427,211 円	344,428 円
国	歳	円	—	円
都道府県平均	歳	円	円	円

(注) 1 「平均給料月額」とは、平成 22 年 4 月 1 日現在における各職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国ベース）」は、国家公務員の平均給与月額には時間外勤務手当、特殊勤務手当等の手当が含まれていないことから、比較のため国家公務員と同じベースで再計算したものである。

## (2) 職員の初任給の状況(平成 22 年 4 月 1 日現在)

区 分		熊 本 県	国
一般行政職	大学 卒	167,034 円	172,200 円
	高 校 卒	135,897 円	140,100 円
技能労務職	高 校 卒	142,299 円	—
	中 学 卒	126,585 円	—
高等学校教育職	大 学 卒	187,016 円	—
	高 校 卒	—	—
小・中学校教育職	大 学 卒	187,016 円	—
	高 校 卒	—	—
警 察 職	大 学 卒	186,531 円	200,000 円
	高 校 卒	156,655 円	158,100 円

(注)本県の初任給の額は、抑制措置後の額です。

## (3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況(平成 22 年 4 月 1 日現在)

区 分		経 験 年 数 10 年	経 験 年 数 15 年	経 験 年 数 20 年
一般行政職	大 学 卒	255,630 円	308,728 円	362,790 円
	高 校 卒	209,053 円	262,398 円	308,976 円
技能労務職	高 校 卒	211,952 円	240,851 円	262,725 円
	中 学 卒	216,650 円	239,212 円	263,593 円
高等学校 教育職	大 学 卒	294,496 円	352,417 円	391,343 円
	高 校 卒	—	—	—
小・中学校 教育職	大 学 卒	296,207 円	353,905 円	385,941 円
	高 校 卒	—	—	—
警 察 職	大 学 卒	283,050 円	328,458 円	377,088 円
	高 校 卒	240,124 円	285,858 円	340,941 円

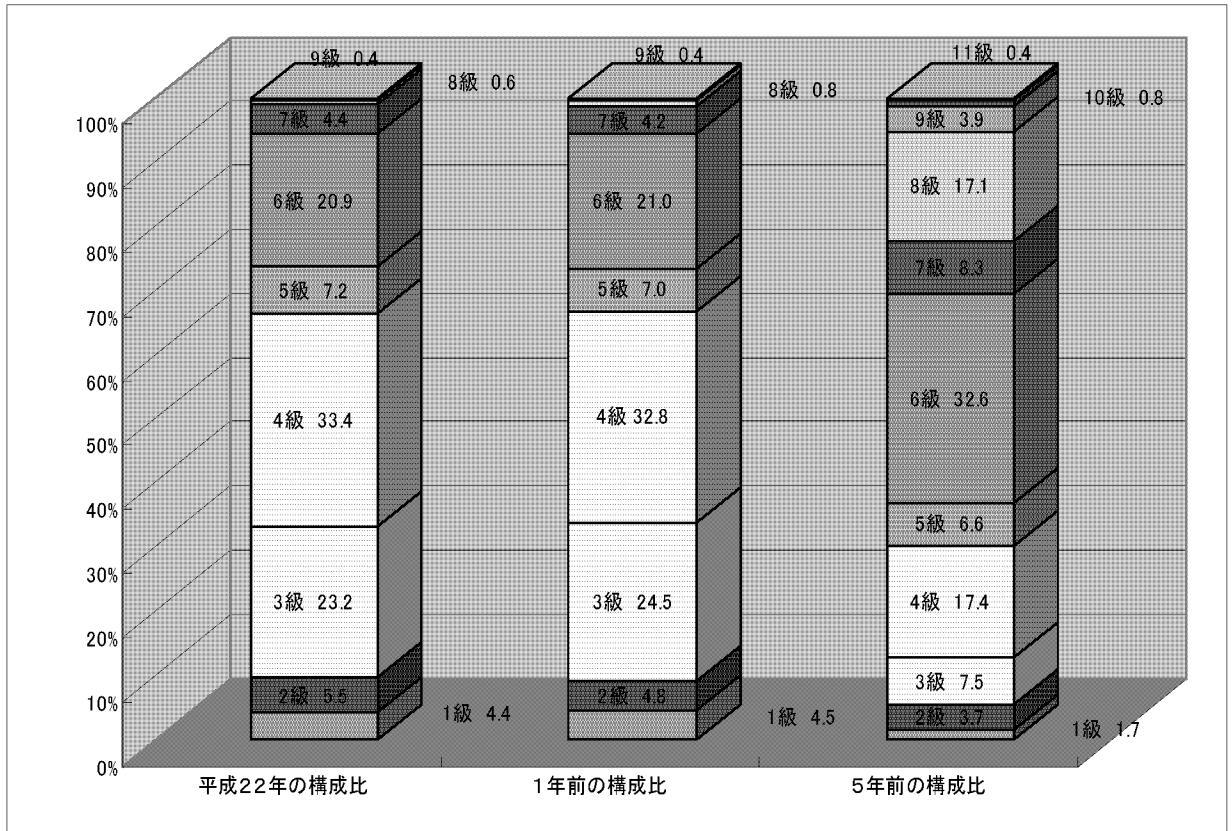
## (3) 一般行政職の級別職員数等の状況

## (1) 一般行政職の級別職員数の状況(平成 22 年 4 月 1 日現在)

区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比
1 級	主事、技師の職務及びこれに相当する職務	人 215	% 4.4
2 級	高度の知識又は経験を必要とする主事、技師の職務及びこれに相当する職務	人 266	% 5.5
3 級	(1)本庁の係長の職務及びこれに相当する職務 (2)主任主事、主任技師の職務	人 1,131	% 23.2
4 級	(1)本庁の課長補佐の職務及びこれに相当する職務 (2)本庁の困難な業務を処理する係長の職務及びこれに相当する職務	人 1,625	% 33.4
5 級	本庁の相当困難な業務を処理する課長補佐の職務及びこれに相当する職務	人 353	% 7.2
6 級	(1)本庁の課長の職務及びこれに相当する職務 (2)本庁の困難な業務を処理する課長補佐の職務及びこれに相当する職務	人 1,018	% 20.9

7 級	(1) 本庁の部次長の職務及びこれに相当する職務 (2) 本庁の困難な業務を処理する課長の職務及びこれに相当する職務	人 213	% 4.4
8 級	本庁の困難な業務を処理する部次長の職務及びこれに相当する職務	人 31	% 0.6
9 級	本庁の部長の職務及びこれに相当する職務	人 19	% 0.4

(注) 1 熊本県の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。  
 2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(注) H 18. 4. 1 に給与構造改革に伴う給料表の改定が行われ、従来の 1 級及び 2 級は新給料表の 1 級、従来の 3 級は新給料表の 2 級、従来の 4 級及び 5 級は新給料表の 3 級、従来の 6 級は新給料表の 4 級、従来の 7 級は新給料表の 5 級、従来の 8 級は新給料表の 6 級、従来の 9 級は新給料表の 7 級、従来の 10 級は新給料表の 8 級、従来の 11 級は新給料表の 9 級へ切替を行っている。

## ② 昇給への勤務成績の反映状況

### ア 勤務成績の評定の実施状況

熊本県職員人事評価実施要綱による人事評価の結果を踏まえ、昇給日（毎年 1 月 1 日）前 1 年間を期間とする昇給に係る勤務成績の評価を実施。

### イ 昇給への勤務成績の反映状況

昇給区分については、5段階（A～E）に設定。評価結果に基づき、C 区分を標準に昇給区分を決定。なお、A・B 区分については、新たな評価制度を構築するまでの間、従来の特別昇給の運用を踏まえて対応。

平成 22 年 1 月 1 日の昇給においては、知事部局職員 4,741 名のうち、上位区分（A・B 区分）に決定されている者が 661 名（15.4%）、標準区分（C 区分）に決定されている者が 3,395 名（79.1%）、下位区分（D・E 区分）に決定されている者が 234 名（5.5%）であった。

## (4) 職員の手当の状況

## ① 期末手当・勤勉手当

熊 本 県	国
1人当たり平均支給額(21年度) 1,666 千円	—
(21年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.75 月分 1.40 月分 (1.50) 月分 (0.70) 月分	(21年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.75 月分 1.40 月分 (1.50) 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・ 役職加算 5~20% ・ 管理職加算 15~25%

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

## 【参考】勤勉手当への勤務実績の反映状況（一般行政職）

「勤務実績不良等の職員に係る分限等の取扱い要綱」に基づく研修・指導の対象である職員には、52/100の成績率を適用。

## ② 退職手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

熊 本 県	国
(支給率) 自己都合 勧奨・定年	(支給率) 自己都合 勧奨・定年
勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	勤続20年 23.50 月分 30.55 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 33.50 月分 41.34 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 47.50 月分 59.28 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 59.28 月分 59.28 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2~20%加算)
(退職時特別昇給 なし)	
1人当たり平均支給額 6,241 千円 27,330 千円	

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、21 年度に退職した職員に支給された平均額である。

## (3) 地域手当 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

支給実績(21年度決算)		86,110	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		723,613	円
支給対象地域	支給対象職員数	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	31 人	18 %	18 %
大阪市	9 人	15 %	15 %
福岡市	7 人	10 %	10 %
長崎市	1 人	3 %	3 %
福岡県太宰府市	3 人	3 %	3 %
上記以外の市町村	22,717 人	0 %	0 %
平均 支 給 率		15.2 %	15.2 %

(注) 「国の制度(支給率)」の欄の平均支給率は、支給対象職員に対し国の率で支給したと仮定した場合の加重平均の支給率である。

## (22 年度の制度完成時)

支給対象地域	支給率	国の制度(支給率)
東京都特別区	18 %	18 %
東京都清瀬市	15 %	15 %
大阪市	15 %	15 %
東京都府中市	12 %	12 %
神奈川県横須賀市	10 %	10 %
福岡市	10 %	10 %
長崎市	3 %	3 %
福岡県太宰府市	3 %	3 %
上記以外の全市町村	0 %	0 %

(注) 国の制度では、平成 22 年度での完成を目指して、平成 18 年度から支給率を段階的に引き上げることとしている。

## (4) 特殊勤務手当 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

支給実績(21年度決算)		1,055,098 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		113,920 円	
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)		37.5 %	
手当の種類(手当数)		57種類	
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 稅務手当	熊本県税事務所、自動車税事務所、総務部又は地域振興局に勤務する職員	県税の賦課又は徴収に従事したとき	月額 20,000円 日額 1,000円

2 感染症防疫作業手当	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事する職員	感染症又は家畜伝染病の防疫に従事したとき	日額 290円
3 放射線取扱作業手当	放射線取扱作業に従事する職員	エックス線その他の放射線を照射する作業に従事したとき	診療放射線技師等 日額 350円 作業介助者 日額 230円
4 漁ろう手当	芥洋高等学校所管の船舶に乗り込む船員	漁ろうに従事したとき	・漁ろうに従事したとき 1航海の水揚げ総額から販売に要する諸経費の額を控除して得た額の2割の範囲内で支給 ・漁ろう実習に従事したとき 日額 2,500円
5 福祉業務手当	福祉事務所に勤務する職員	福祉に関する現業業務に従事したとき	日額 600円
6 潜水手当 第18号作業	・水産研究センターに勤務する職員 ・警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	潜水器具を着用して行う潜水作業に従事したとき	1時間あたり 310円～1,500円
7 精神保健指定医等従事手当	精神保健指定医である職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく診察、診察の立ち会い、移送等に従事したとき	日額 290円
8 有害薬品等取扱作業手当	有害薬品等による化学的試験に従事する職員又は病害虫防除作業に従事する職員	有害薬品等による化学的試験又は病害虫防除作業に従事したとき	日額 290円
9 種雄牛馬取扱作業手当	農業研究センター、熊本農政事務所又は地域振興局に勤務する職員	種雄牛、種雄馬又は種雄豚について自然交配若しくは精液採取の作業又は制御作業に従事したとき	日額 230円
10 舎監兼務手当	本来の勤務のほか舎監としてその附属寄宿舎における入所生の指導及び監督並びに当該寄宿舎の管理の業務に従事する職員	本来の勤務のほか舎監としてその附属寄宿舎における入所生の指導及び監督並びに当該寄宿舎の管理の業務に従事したとき	日額 100円又は300円
11 訓練教育手当	職業能力開発校又は職業能力開発短期大学校に勤務する職業訓練指導員、農業大学校に勤務する職員	職業訓練業務、研修教育業務、教育訓練業務に従事したとき	日額 1,200円
12 速記手当	熊本県議会事務局に勤務する職員	速記業務に従事したとき	日額 700円

13 と畜検査等手当	と畜検査員又は食鳥検査員	獣畜又は食鳥のと殺又は解体に係る検査業務に従事したとき	日額 300円
14 夜間看護手当	こども総合療育センターの病棟に勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護の業務に従事したとき	1回につき 2,000円～6,800円
15 用地交渉従事手当 第14号作業	・公共事業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償の業務等に従事する職員 ・全警察職員	直接用地交渉に従事したとき	日額 700円 (夜間 1,000円)
16 消防訓練従事手当	消防職員及び消防団員の訓練指導にもっぱら従事する職員	レンジヤー訓練、油火災消火訓練、中・高層建築物における避難救助訓練に従事したとき	日額 720円
17 特殊現場作業手当 第28号作業	①坑内作業に従事する職員 ②建築物、橋りょう、港湾等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員並びに衛生又は公害に関する調査及び検査に従事する職員 ③橋りょう、港湾等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ④かんがい排水事業における隧道工事、橋脚の潜函工事等に従事する職員 ⑤土木技術の職員のうち、①～④以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ⑥総務部及び地域振興局に勤務する職員 ⑦農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員 ⑧ダム管理所に勤務する職員 ⑨警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	①トンネル及びたて坑の坑内で行う作業に従事したとき ②地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき ③水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき ④圧搾空気内で行う作業に従事したとき ⑤別に知事が定める業務に従事したとき ⑥火薬類又は高圧ガスの製造施設の災害調査に従事したとき ⑦ガラスハウス等内で1日につき2時間以上の作物の栽培管理又は生育調査の作業に従事したとき ⑧大雨、雷、強風等の悪天候下の屋外における機械設備の点検及び整備の作業に従事したとき ⑨工事の測量、指導、監督又は検査の作業に従事したとき	① 日額 560円 ② 日額 220円又は320円 ③ 日額 220円 ④ 日額 210円～1,000円 ⑤ 日額 400円 ⑥ 日額 750円 ⑦ 日額 300円 ⑧ 日額 150円 ⑨ 高所における作業 日額 220円又は320円 道路上における作業 日額 400円
18 漁業取締手当	漁業取締に従事する職員	海上において、被疑者の追跡、立入検査又は取調べの業務に従事したとき	日額 550円
19 航空機とう乗作業手当 第21号作業	・災害被害状況調査業務並びに防災消防業務及び当該業務に関する訓練業務に従事する職員 ・全警察職員	航空機にとう乗して業務に従事したとき	1時間あたり 1,900円 (警察職員は 整備士 2,200円 その他 1,900円)

20 衛生検査業務 従事手当	保健所又はこども総合療育センターに勤務する臨床検査技師及び衛生検査技師	臨床検査技師等に関する法律に規定する検査業務に従事したとき	日額 290円
21 し尿処理施設検査 等従事手当	環境保全課若しくは保健所に勤務する環境衛生指導員又は環境保全課、保健環境科学研究所若しくは保健所で公害関係業務に従事する職員	し尿処理施設の機能及び処理装置の検査の業務、家畜のふん尿に係る公害を防止するため、施設等に立ち入って行う検査及び調査の業務に従事したとき	日額 230円
22 い草取扱作業手当	農業研究センターに勤務する職員	染土附着後のい草を乾燥機により乾燥する作業、貯蔵庫内におけるい草の搬入搬出作業、い草の選別作業に従事したとき	日額 220円
23 結核患者等訪問 指導手当	保健所に勤務する職員	・感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律の規定に基づき、結核登録票に登録されている者の家庭を訪問し、必要な指導を行ったとき ・精神保健及び精神障害者福祉に関する法律の規定に基づき、精神障害者を訪問し、精神保健及び精神障害者の福祉に関する指導を行ったとき	日額 230円
24 狂犬病防疫作業 手当	保健所に勤務する職員	狂犬病予防法に規定する予防注射、犬の抑留、死体の引き取り、犬の一斉検診又は臨時の予防注射、病性鑑定のための措置、けい留されていない犬の抑留又は薬殺を行ったとき	日額 360円
25 植物検疫防除手当	病害虫防除所に勤務する職員	植物検疫法に規定する、検疫に関する事務、市町村、農業者又はその組織する団体が行う防除に対する指導及び協力に関する事務、発生予察事業に関する事務等に従事したとき	給料月額の6/100の額
26 小型船舶海上作業 手当	水産技術の職員及び公害関係の職員	総トン数5トン未満の船舶又は舟を使用して、試験研究等に係り船上での測定、計量等の作業及びこれに付随する作業に従事したとき	日額 220円

27 公共土木施設災害応急作業手当	農林水産部及び土木部並びに地域振興局、熊本土木事務所、ダム管理所及び港管理事務所に勤務する職員	異常な自然現象により重大な災害が発生し、若しくは発生するおそれがある河川の堤防等において行う巡回監視、応急作業若しくは応急作業のための災害状況の調査に従事したとき	日額 480円又は730円
28 夜間定時制勤務手当	夜間の定時制課程に係る業務に従事する職員	正規の勤務時間内において行われる業務に午後5時以降において2時間以上従事したとき	1日につき 130円
29 昼夜間兼務手当	所定の時間数を超えて夜間に授業若しくはその補助又は養護を行った職員	所定の時間数を超えて夜間に授業若しくはその補助又は養護を行ったとき	1時間につき 1,500円
30 夜勤手当	家畜の分娩、水産実習のため夜間に勤務した職員	家畜の分娩、水産実習のため夜間に勤務したとき	1夜につき 5時間未満 1,700円 5時間以上 3,400円
31 面接指導手当	通信教育において面接して指導を行った職員	通信教育において面接して指導を行ったとき	1時間につき1,600円
32 学力検査手当	高等学校入学学力検査問題の作成若しくは採点又は調査書その他必要な書類による判定資料の作成を行った職員	高等学校入学学力検査問題の作成若しくは採点又は調査書その他必要な書類による判定資料の作成を行ったとき	1時間につき300円
33 農業水産管理手当	農業及び水産増殖に関する学科の実習に係る施設又は設備の維持管理の業務に従事した職員	農業及び水産増殖に関する学科の実習に係る施設又は設備の維持管理の業務に従事したとき	日額 5時間未満 1,700円 5時間以上 3,400円
34 教員特殊業務手当	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの等に従事する職員	学校の管理下において行う非常災害時等の緊急業務、修学旅行等において児童又は生徒を引率して行う指導業務で泊を伴うもの等に従事するとき	1日につき 1,100円～6,400円
35 多学年学級担当手当	2以上の学年の児童又は生徒で編成されている学級を担当する教諭又は講師	当該学級における授業又は指導に従事したとき	1日につき 2複式学級 290円 3複式学級 350円
36 教育業務連絡指導手当	管理運営の基本的事項について定めた規則に規定する主任等で困難な職務を担当する教諭又は養護教諭	管理運営の基本的事項について定めた規則に規定する主任等で困難な職務を担当するとき	1日につき 200円

37 第1号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	主として私服員の従事する犯罪の予防及び捜査並びに被疑者逮捕の作業に従事したとき	1日につき 560円
38 第2号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	犯罪鑑識作業に従事したとき	犯罪現場 1日につき 560円 犯罪現場以外 1日につき 280円
39 第3号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	無線自動車運転作業に従事したとき	1日につき 420円
40 第5号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	交通捜査作業及び交通整理作業に従事したとき	高速道路交通警察隊の職員 1日につき 460円～840円 その他の警察職員 1日につき 310円～560円
41 第6号作業	全警察職員	特殊危険物質又はその疑いのある物質の処理作業等に従事したとき	1日につき 250円～4,600円
42 第8号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	白バイ運転作業に従事したとき	1日につき 560円
43 第9号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	感染症被留置者看守作業及び被留置者看守作業に従事したとき	1日につき 240円～290円
44 第10号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	感染症被留置者護送作業及び被留置者護送作業に従事したとき	1日につき 200円～290円
45 第11号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	警ら作業(船舶に乗り組んで行う作業を除く。)に従事したとき	1日につき 340円
46 第13号作業	全警察職員	感染症死体処理作業及び死体処理作業に従事したとき	1体につき 1,600円～3,490円
47 第15号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	正規の勤務時間による勤務の全部又は一部が夜間において行われる業務に従事したとき	1回につき 730円
48 第17号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	爆発物処理作業、火薬類等製造施設災害調査作業に従事したとき	爆発物処理作業 1回につき 5,200円 火薬類等製造施設災害調査作業 1日につき750円

49 第19号作業	全警察職員	救難救助等作業、救難救助訓練作業に従事したとき	救難救助等作業 1日につき 840円～1,680円 救難救助訓練作業 1日につき 400円
50 第20号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員(航空機操縦作業について、全警察職員)	航空機操縦作業、航空機整備作業に従事したとき	航空機操縦作業 1時間につき 5,100円 航空機整備作業 整備士 1日につき 1,410円
51 第22号作業	全警察職員	航空機どう乗危険作業に従事したとき	操縦士 1時間につき 760円 整備士 1時間につき 660円 その他の警察職員 1時間につき 570円
52 第24号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	船舶警ら等作業に従事したとき	1日につき 220円
53 第25号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	緊急夜間作業に従事したとき	1回につき 1,240円
54 第26号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	身辺警護等作業に従事したとき	1日につき 640円～1,150円
55 第27号作業	警察本部の課長補佐及びこれに相当する職以下の職にある警察官又は警察官以外の職員	銃器等を使用している犯罪現場における犯人の逮捕等作業に従事したとき	1日につき 820円～1,640円
56 道路上作業手当	熊本土木事務所又は地域振興局に勤務する監視員又は運転士	道路の維持補修等の作業に従事したとき	1日につき 100円又は150円
57 特殊自動車運転業務手当	農業に関する試験研究機関又は農業大学校に勤務する職員	起伏のある傾斜地における農耕トラクタの運転業務及びシャベルローダの運転業務に従事したとき	日額 240円

## (5) 時間外勤務手当

支給実績(21年度決算)	2,688,529 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	116 千円
支給実績(20年度決算)	2,693,327 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	115 千円

## ⑥ その他の手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円	同じ	—	3,184,348 千円	247,969 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同じ	—	1,492,920 千円	700,901 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,300円～33,100円を支給	異なる	通勤の実態に対応し、交通機関利用者の全額支給上限並びに交通用具利用者の距離区分及び手当額	2,437,712 千円	114,049 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、医師等20,000円/回、その他4,200円～7,200円/回を支給	同じ	—	594,627 千円	296,277 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である医師等に対して410,900円以内を支給	同じ	—	105,913 千円	3,530,433 円
6 農林漁業普及指導手当	農業、林業又は水産業の普及事業に従事する常勤の職員に対して給料の8%以内を支給			82,120 千円	337,942 円
7 へき地手当 (これに準ずる手当を含む)	・へき地学校等に勤務する職員に対して給料等の20%以内を支給 ・異動に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の4%以内を支給			140,800 千円	186,999 円
8 定時制通信教育手当	定時制、通信制の課程を置く県立学校の職員に対して給料の6%以内を支給			38,962 千円	229,192 円

9 産業教育手当	農業、水産又は工業の産業教育に関する課程を置く県立学校の職員で、実習を伴うこれらの課程の科目を担当する職員に対して給料の6%以内を支給			121,669 千円	214,443 円
10 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同じ	—	589,694 千円	303,497 円
11 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ	—	197,296 千円	151,069 円
12 住居手当	・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に対して3,000円を支給	一部異なる	所有に係る住宅に居住している職員に対して支給される額及び支給期間	1,923,479 千円	127,026 円
13 特地勤務手当 (これに準ずる手当を含む)	・離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して給料等の25%以内を支給 ・異動等に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の6%以内を支給	同じ	—	22,560 千円	304,865 円
14 義務教育等教員特別手当	小学校、中学校、盲学校、聾学校又は養護学校の小学部若しくは中学部に勤務する職員に対して20,200円以内を支給	同じ	—	1,932,008 千円	134,403 円
15 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて6,000~45,000円を加算した額を支給	同じ	—	212,699 千円	322,271 円
16 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回 以内を支給	同じ	—	20,200 千円	255,696 円

17 特定任期付職員業績手当	特に顕著な業績を挙げたと認められる特定任期付職員に対して給料月額相当額を支給	同じ	—	0 千円	0 円
18 任期付研究員業績手当	特に顕著な研究業績を挙げたと認められる任期付職員に対して給料月額相当額を支給	同じ	—	0 千円	0 円
19 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域内に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給			0 千円	0 円

## (5) 特別職の報酬等の状況(平成 22 年 4 月 1 日現在)

区分		給料月額等		
給 料	知事	868,000 円 (1,240,000円)		
	副知事	824,500 円 (970,000円)		
報 酬	議長	902,100 円 (970,000円)		
	副議長	826,500 円 (870,000円)		
	議員	756,600 円 (780,000円)		
期 末 手 当	知事	(21年度支給割合) 3.10 月分		
	副知事	(21年度支給割合) 3.10 月分		
退 職 手 当		(算定方式) (1期の手当額) (支給時期)		
	知事	124万円×在職月数×0.7 3124.8(4166.4) 万円 任期毎		
	副知事	97万円×在職月数×0.5 2328.0 万円 任期毎		
備考				

- (注) 1 給料及び報酬、退職手当の( )内は、減額措置を行う前の金額である。  
 2 退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期(4年=48月)勤めた場合における退職手当の見込額である。  
 ※ 現知事の退職手当について在職月数を48月→36月とする減額措置あり。  
 3 副知事の給料については、平成21年5月より824,500円に減額措置を行っている。

## (6) 公営企業職員の状況

- ① 電気事業  
 ア 職員給与費の状況  
 決 算

区分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占める職員給与費比率 %
21年度	千円 2,171,062	千円 ▲ 148,247	千円 603,187	% 27.8	% 30.1

区分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
21年度	人 62	千円 260,595	千円 67,391	千円 106,709	千円 434,695	千円 7,011

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 22 年 3 月 31 日現在の人数である。

## イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区分	平均年齢	基本給	平均月取額
熊本県	43.9 歳	360,908 円	504,334 円
団体平均	歳	円	円
事業者	歳	円	円

(注) 平均月取額には、期末・勤勉手当等を含む。

## ウ 職員の手当の状況

## A 期末勤勉手当

熊 本 県	一般行政職・団体平均等	
1人当たり平均支給額(21年度) 1,721 千円	1人当たり平均支給額(21年度)	千円
(21年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.75 月分 1.40 月分 (1.50) 月分 (0.70) 月分	(21年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 月分 月分 ( ) 月分 ( ) 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

## B 退職手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

熊 本 県	一般行政職・団体平均等	
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 月分 月分	月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 月分	月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 月分	月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 月分	月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置	
(退職時特別昇給 なし ) 1人当たり平均支給額 - 千円 24,742 千円	(退職時特別昇給 1人当たり平均支給額 千円	千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、21 年度に退職した職員に支給された

平均額である。

C 地域手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

支給実績(21年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		- 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	該当なし	%

D 特殊勤務手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

支給総額(21年度決算)	2,486 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	75,340 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)	53.2 %		
手当の種類(手当数)	3 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 発電業務手当	発電総合管理所又は荒瀬ダム管理所に勤務する技術職員及び業手の業務に従事する職員	発電総合管理所における運転監視制御業務に従事したとき	1日あたり300円
		ダムの放流(洪水警戒体制時及び予備警戒時の放流を除く。)、巡視点検、塵芥処理又は電気工作物若しくは水路工作物等の機器設備(高電圧のものを除く。)に係る作業、調査、工事の監督若しくは検査等の業務に従事したとき	1日あたり450円
		洪水警戒体制(予備警戒時の放流業務を含む。)に伴う業務又は高電圧機器設備に接近して行う作業、調査、工事の監督若しくは検査等の業務に従事したとき	1日あたり650円
		・上記各業務を、地上若しくは水面上10m以上の足場の不安定な箇所又は管理者がこれと同程度と認める危険及び不快な状態で行う場合 ・運転課長、施設課長又は荒瀬ダムの放流業務に従事する職員が洪水警戒体制に伴う業務に従事した場合	危険度等に応じて上記支給単価に220円～440円を加算

2 特殊現場作業手当	① 坑内作業に従事する職員 ② 建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ③ 水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ④ 技術職員のうち、①～③以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員	① トンネル及びたて坑の坑内で行う作業に従事したとき ② 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき ③ 水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき ④ 別に管理者が定める業務に従事したとき	① 1日あたり560円 ② 1日あたり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円) ③ 1日あたり220円 ④ 1日あたり400円
3 用地交渉従事手当	公営企業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	直接用地交渉に従事したとき	1日あたり700円 (夜間1,000円)

## E 時間外勤務手当

支 給 実 績 ( 2 1 年 度 決 算 )	35,043 千円
職員 1 人 当たり 平均 支 給 年 額 ( 2 1 年 度 決 算 )	687 千円
支 給 実 績 ( 2 0 年 度 決 算 )	48,517 千円
職員 1 人 当たり 平均 支 給 年 額 ( 2 0 年 度 決 算 )	915 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

## F その他の手当 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円	同じ		10,979 千円	243,967 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同じ		6,796 千円	849,522 円

3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,300円～33,100円を支給	同じ		6,304 千円	118,939 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、3,600円～7,200円/回を支給	同じ		0 千円	0 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である特殊な専門知識を必要とする職員に対して2,500円以内を支給	同じ		0 千円	0 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同じ		1,122 千円	38,683 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ		320 千円	79,928 円
8 住居手当	・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に対して3,000円を支給	同じ		5,464 千円	127,079 円
9 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて6,000～45,000円を加算した額を支給	同じ		0 千円	0 円
10 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回以内を支給	同じ		0 千円	0 円
11 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同じ		0 千円	0 円

## エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

A 平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 4 月 1 日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
73 人	50 人	▲23 人	▲31.5 %

(参考) 熊本県企業局経営基本計画(第 2 期)における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	▲23 人(▲31.5%)

## B 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

→ 1 (3) ③イを参照

## ② 工業用水道事業

## ア 職員給与費の状況

## 決 算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考)
					20年度の総費用に占 める職員給与費比率
21年度	千円 998,120	千円 ▲ 217,884	千円 69,709	% 7.0	% 8.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
21年度	人 8	千円 32,515	千円 7,560	千円 13,689	千円 53,764	千円 6,721

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 22 年 3 月 31 日現在の人数である。

## イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況(平成 22 年 4 月 1 日現在)

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	42.3 歳	339,608 円	482,206 円
団 体 平 均	歳	円	円
事 業 者	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

ウ 職員の手当の状況  
A 期末勤勉手当

熊 本 県	一般行政職・団体平均等	
1人当たり平均支給額(21年度) 1,711 千円	1人当たり平均支給額(21年度) 千円	
(21年度支給割合) 期末手当 2.75 月分 (1.50) 月分 勤勉手当 1.40 月分 (0.70) 月分	(21年度支給割合) 期末手当 月分 勤勉手当 月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置	

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

## B 退職手当 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

熊 本 県	一般行政職・団体平均等	
(支給率) 勤続20年 23.50 月分 勤続25年 33.50 月分 勤続35年 47.50 月分 最高限度額 59.28 月分 その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算) (退職時特別昇給 なし ) 1人当たり平均支給額 - 千円	(支給率) 勤続20年 勤続25年 勤続35年 最高限度額 その他の加算措置 (退職時特別昇給 1人当たり平均支給額	自己都合 月分 月分 月分 月分 定年前早期退職特例措置 千円
勧奨・定年 30.55 月分	自己都合 月分	勧奨・定年 月分
41.34 月分	月分	月分
59.28 月分	月分	月分
	月分	月分
	定年前早期退職特例措置	
		千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、21 年度に退職した職員に支給された平均額である。

## C 地域手当 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

支給実績(21年度決算)	-	千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	-	円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	該当なし	%

## D 特殊勤務手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

支給総額(21年度決算)	36 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	12,000 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)	37.5 %		
手当の種類(手当数)	2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 特殊現場作業手当	① 坑内作業に従事する職員 ② 建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ③ 水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ④ 技術職員のうち、①～③以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員	① トンネル及びたて坑の坑内で行う作業に従事したとき ② 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき ③ 水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき ④ 別に管理者が定める業務に従事したとき	① 1日あたり560円 ② 1日あたり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円) ③ 1日あたり220円 ④ 1日あたり400円
	都呂々ダム管理事務所に勤務する業手の業務に従事する職員	大雨、雷、強風等の悪天候下の屋外における機器設備の点検及び整備の作業に従事したとき	1日あたり150円
2 用地交渉従事手当	公営企業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	直接用地交渉に従事したとき	1日あたり700円 (夜間1,000円)

## E 時間外勤務手当

支 給 実 績 ( 2 1 年 度 決 算 )	2,070 千円
職 員 1 人 当 タ リ 平 均 支 給 年 額 ( 2 1 年 度 決 算 )	345 千円
支 給 実 績 ( 2 0 年 度 決 算 )	2,446 千円
職 員 1 人 当 タ リ 平 均 支 給 年 額 ( 2 0 年 度 決 算 )	408 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

## F その他の手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円	同じ		1,518 千円	216,857 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同じ		1,699 千円	849,600 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,300円～33,100円を支給	同じ		733 千円	122,163 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、3,600円～7,200円/回を支給	同じ		0 千円	0 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である特殊な専門知識を必要とする職員に対して2,500円以内を支給	同じ		0 千円	0 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同じ		0 千円	0 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ		0 千円	0 円
8 住居手当	・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に対して3,000円を支給	同じ		727 千円	181,625 円

9 特地勤務手当(これに準ずる手当を含む)	・離島その他の生活の著しく不便な地に所在する公署に勤務する職員に対して給料等の25%以内を支給 ・異動等に伴って転居した場合に3年以内の期間、勤務年数に応じて給料等の6%以内を支給	同じ		458 千円	152,579 円
10 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて6,000~45,000円を加算した額を支給	同じ		319 千円	319,000 円
11 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回以内を支給	同じ		0 千円	0 円
12 災害派遣手当(武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円~6,620円を支給	同じ		0 千円	0 円

## エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

A 平成 17 年 4 月 1 日 ~ 平成 22 年 4 月 1 日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
8 人	8 人	0 人	0.0 %

(参考) 熊本県企業局経営基本計画(第2期)における定員管理の数値目標

計画期間		数値目標
始 期	終 期	
平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	純減なし

B 定員管理の数値目標の年次別進捗状況(実績)の概要

→ 1 (3) ③イを参照

## ③ 有料駐車場事業

ア 職員給与費の状況  
決 算

区 分	総費用 A	純損益又は実質収支	職員給与費 B	総費用に占める職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占める職員給与費比率
					%
21年度	千円 62,410	千円 44,451	千円 5,869	% 9.4	% 14.2

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
21年度	人 1	千円 2,995	千円 442	千円 1,108	千円 4,545	千円 4,545

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 22 年 3 月 31 日現在の人数である。

## イ 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
熊 本 県	36.0 歳	257,729 円	350,104 円
団体平均	歳	円	円
事 業 者	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

## ウ 職員の手当の状況

## A 期末勤勉手当

熊 本 県	一般行政職・団体平均等
1人当たり平均支給額(21年度) 1,108 千円	1人当たり平均支給額(21年度) 千円
(21年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 2.75 月分 1.40 月分 (1.50) 月分 (0.70) 月分	(21年度支給割合) 期末手当 勤勉手当 月分 月分 月分 月分
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%	(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

## B 退職手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

熊 本 県	一般行政職・団体平均等
(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 23.50 月分 30.55 月分	(支給率) 自己都合 勤奨・定年 勤続20年 月分 月分
勤続25年 33.50 月分 41.34 月分	勤続25年 月分 月分
勤続35年 47.50 月分 59.28 月分	勤続35年 月分 月分
最高限度額 59.28 月分 59.28 月分	最高限度額 月分 月分
その他の加算措置 定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	その他の加算措置 定年前早期退職特例措置
(退職時特別昇給 なし )	(退職時特別昇給 )
1人当たり平均支給額 - 千円 - 千円	1人当たり平均支給額 千円 千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、21 年度に退職した職員に支給された平均額である。

## C 地域手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

支給実績(21年度決算)		- 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		- 円	
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	該当なし	%

## D 特殊勤務手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

支給総額(21年度決算)	0 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	0 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)	0.0 %		
手当の種類(手当数)	2 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 特殊現場作業手当	① 坑内作業に従事する職員 ② 建築物及び電気工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ③ 水路工作物等の工事で、測量、指導、監督及び検査に従事する職員 ④ 技術職員のうち、①～③以外の作業又は工事の測量、指導、監督及び検査に従事する職員	① トンネル及びたて坑の坑内で行う作業に従事したとき ② 地上又は水面上10メートル以上の足場の不安定な箇所で行う作業に従事したとき ③ 水面下4メートル以上の深所で行う作業に従事したとき ④ 別に管理者が定める業務に従事したとき	① 1日あたり560円 ② 1日あたり220円 (20メートル以上の箇所で行われた場合は、320円) ③ 1日あたり220円 ④ 1日あたり400円
2 用地交渉従事手当	公営企業の施行に伴う用地の取得又は物件移転に係る補償業務等に従事する職員	直接用地交渉に従事したとき	1日あたり700円 (夜間1,000円)

## E 時間外勤務手当

支 給 実 績 ( 2 1 年 度 決 算 )	367 千円
職 員 1 人 当 タ リ 平 均 支 給 年 額 ( 2 1 年 度 決 算 )	367 千円
支 給 実 績 ( 2 0 年 度 決 算 )	393 千円
職 員 1 人 当 タ リ 平 均 支 給 年 額 ( 2 0 年 度 決 算 )	393 千円

（注）時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

## F その他の手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績(21年度決算)	支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円	同じ		0 千円	0 円

2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同じ		0 千円	0 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を利用している職員に対して距離区分に応じて2,300円～33,100円を支給	同じ		74 千円	74,400 円
4 宿日直手当	宿直勤務又は日直勤務を命じられた職員に対して、3,600円～7,200円/回を支給	同じ		0 千円	0 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である特殊な専門知識を必要とする職員に対して2,500円以内を支給	同じ		0 千円	0 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同じ		0 千円	0 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間当たりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ		0 千円	0 円
8 住居手当	・居住するための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に対して3,000円を支給	同じ		0 千円	0 円
9 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて6,000～45,000円を加算した額を支給	同じ		0 千円	0 円
10 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回以内を支給	同じ		0 千円	0 円

11 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派 遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復 旧のため、住所又は居所を 離れて本県の区域に滞在 することを要する場合に 3,970円～6,620円を支給	同じ		0 千円	0 円
-----------------------------------	---	----	--	------	-----

## エ 定員管理の数値目標及び進捗状況

## A 平成 17 年 4 月 1 日～平成 22 年 4 月 1 日における定員管理の数値目標

平成17年4月1日 職員数	平成22年4月1日 職員数	純減数	純減率
1 人	1 人	0 人	0.0 %

(参考) 熊本県企業局経営基本計画（第 2 期）における定員管理の数値目標

計画期間		数 値 目 標
始 期	終 期	
平成 17 年 4 月 1 日	平成 22 年 4 月 1 日	純減なし

## B 定員管理の数値目標の年次別進捗状況（実績）の概要

→ 1 (3) ③イを参照

## (7) 病院事業職員の状況

① 職員給与費の状況  
決 算

区 分	総費用 A	純損益又は実 質取支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B/A	(参考) 20年度の総費用に占 める職員給与費比率
					%
21年度	千円 1,470,456	千円 38,446	千円 797,780	% 54.3	% 54.5

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B	
21年度	人 91	千円 372,169	千円 104,487	千円 143,900	千円 620,556	千円 6,819

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数は、平成 22 年 3 月 31 日現在の人数である。

## (2) 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（平成 22 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均 年 齡	基 本 給	平均月収額
熊 本 県	42.5 歳	361,716 円	550,888 円
医 師	44.6 歳	553,803 円	1,160,562 円
看 護 師	41.5 歳	349,024 円	528,066 円
事 務 職 員	43.5 歳	352,370 円	494,158 円
団 体 平 均	歳	円	円
事 業 者	歳	円	円

(注) 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

## (3) 職員の手当の状況

## ア 期末勤勉手当

熊 本 県	一般行政職・団体平均等	
1人当たり平均支給額(21年度)	1,645 千円	1人当たり平均支給額(21年度)
(21年度支給割合)	期末手当 2.75 月分 (1.50) 月分	勤勉手当 1.40 月分 (0.70) 月分
(加算措置の状況)		(加算措置の状況)
職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5~20% ・管理職加算 15~25%		職制上の段階、職務の級等による加算措置

(注) ( ) 内は、再任用職員に係る支給割合である。

## イ 退職手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

熊 本 県	一般行政職・団体平均等	
(支給率)	自己都合	勧奨・定年
勤続20年	23.50 月分	30.55 月分
勤続25年	33.50 月分	41.34 月分
勤続35年	47.50 月分	59.28 月分
最高限度額	59.28 月分	59.28 月分
その他の加算措置	定年前早期退職特例措置 (2%~20%加算)	
(退職時特別昇給	なし	)
1人当たり平均支給額	- 千円	- 千円
	1人当たり平均支給額	千円

(注) 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、21 年度に退職した職員に支給された平均額である。

## ウ 地域手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

支給実績(21年度決算)		-	千円
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)		-	円
支給対象地域	支給率	支給対象職員数	一般行政職の制度(支給率)
	%	該当なし	%

## エ 特殊勤務手当（平成 22 年 4 月 1 日現在）

支給総額(21年度決算)	14,358 千円		
支給職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	265,890 円		
職員全体に占める手当支給職員の割合(21年度)	59.3 %		
手当の種類(手当数)	5 種類		
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
1 感染症防疫作業手当	感染症の防疫に従事する職員	感染症の防疫に従事したとき	日額290円
2 放射線取扱作業手当	放射線取扱作業に従事する職員	エックス線その他の放射線を照射する作業に従事したとき	診療放射線技師等 日額 350円 作業介助者 日額 230円
3 精神保健指定医等従事手当	精神保健指定医である職員等	精神保健及び精神障害者福祉に関する法律又は麻薬及び向精神薬取締法の規定に基づく、診察、診察の立ち会い、移送等に従事したとき	日額290円
4 夜間看護手当	病棟に勤務する看護師又は准看護師	正規の勤務時間による勤務の一部又は全部が深夜において行われる看護の業務に従事したとき	1回につき 2,000円～6,800円
5 衛生検査業務従事手当	臨床検査技師及び衛生検査技師	臨床検査技師等に関する法律に規定する検査業務に従事したとき	日額290円

## オ 時間外勤務手当

支 給 実 績 ( 2 1 年 度 決 算 )	16,710 千円
職員1人当たり平均支給年額(21年度決算)	186 千円
支 給 実 績 ( 2 0 年 度 決 算 )	13,897 千円
職員1人当たり平均支給年額(20年度決算)	153 千円

(注) 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

## カ その他の手当 (平成 22 年 4 月 1 日現在)

手 当 名	内容及び支給単価	一般行政職の制度との異同	一般行政職の制度と異なる内容	支給実績 (21年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (21年度決算)
1 扶養手当	扶養親族のある職員に対して支給 配偶者 13,000円 その他 6,500円	同じ		10,331 千円	264,890 円
2 管理職手当	管理・監督の地位にある職員に対して130,300円以内を支給	同じ		2,686 千円	895,200 円
3 通勤手当	・交通機関を利用する職員に対して運賃額55,000円までは全額、それを超える部分については1/2を加算額として支給 ・交通用具を使用している職員に対して距離区分に応じて2,300円～33,100円を支給	同じ		9,934 千円	114,186 円
4 宿直手当	宿直又は日直を命じられた職員に対して、医師20,000円/回、看護師長等7,200円/回を支給	同じ		8,008 千円	572,000 円
5 初任給調整手当	欠員補充が困難である医師に対して410,900円以内を支給	同じ		17,773 千円	3,554,620 円
6 休日勤務手当	休日等において正規の勤務時間中に勤務を命じられた職員に対して勤務1時間当たりの給与額に135/100を乗じて得た額を支給	同じ		9,546 千円	161,796 円
7 夜間勤務手当	正規の勤務時間として午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員に対して勤務1時間あたりの給与額に25/100を乗じて得た額を支給	同じ		8,342 千円	166,845 円
8 住居手当	・居住のための住宅を借り受けている職員に対して27,000円以内を支給 ・所有に係る住宅に居住している職員に対して3,000円を支給	同じ		8,836 千円	149,761 円
9 単身赴任手当	異動等に伴い転居し、やむを得ない事情により同居していた配偶者と別居し、単身で生活する職員に対して基本額23,000円、距離区分に応じて6,000円～45,000円を加算した額を支給	同じ		0 千円	0 円

10 管理職員特別勤務手当	管理職手当支給対象職員が臨時又は緊急の必要等により、週休日等に勤務した場合、12,000円/回以内を支給	同じ		0 千円	0 円
11 災害派遣手当 (武力攻撃災害等派遣手当を含む)	災害応急対策又は災害復旧のため、住所又は居所を離れて本県の区域に滞在することを要する場合に3,970円～6,620円を支給	同じ		0 千円	0 円

### 3 職員の勤務時間その他の勤務条件の状況

職員の勤務時間その他の勤務条件は、国及び他の地方公共団体の職員との間に権衡を失しないように考慮して、条例等で定めています。

#### (1) 勤務時間

一般的な職員の勤務時間は次のとおりですが、交替制勤務職員など、勤務の特殊性によりこの勤務時間により難い場合は、別に定めています。

1週間の勤務時間	1日の勤務時間	勤務時間の割振り		
		始業	終業	休憩時間
38時間45分	7時間45分	8時30分	17時15分	12時～13時

#### (2) 年次有給休暇

年次有給休暇は、採用された年を除き毎年 20 日付与され、与えられた日数をその年に使用しなかった場合、最高 20 日まで翌年に繰り越すことができます。

なお、平成 21 年 1 月 1 日から 12 月 31 日までの全期間に在職した職員（育児休業者、休職者及び派遣者を除く。）一人当たりの年次有給休暇の平均取得日数は、10.2 日です。

#### (3) 特別休暇

特別休暇とは、社会慣習上や物理上等の特別の事由により勤務しないことが相当である場合に認められる有給休暇です。

取得要件には、厳格かつ厳密な規定が設けられておりますが、ここでは概要について記載しています。

なお、本県では、平成 22 年 4 月 1 日現在 26 の特別休暇があります。

内 容	期 間
選挙権その他公民としての権利行使する場合	そのつど必要と認める時間
裁判員、証人、鑑定人、参考人等として国会、裁判所、地方公共団体の議会その他の官公署へ出頭する場合	そのつど必要と認める時間
ドナー休暇	そのつど必要と認める時間
ボランティア休暇	1暦年のうち 5 日以内
結婚休暇	5 日以内
産前休暇	出産予定日の 8 週前から出産の日までの請求した期間
産後休暇	出産の日の翌日から 8 週間
育児時間休暇	生後 3 年を経過するまで 1 日を通じて 90 分を超えない範囲内で必要と認める期間
生理休暇	請求した日から 2 日以内においてそのつど必要と認める時間
妊娠中の女性職員が母子保健法第 10 条の保健指導又は同法第 13 条の健康診査を受ける場合	そのつど必要と認める期間

妊娠中の女性職員が通勤に利用する交通機関の混雑の程度が母体又は胎児の健康保持に影響がある場合	正規の勤務時間の始め又は終わりにつき、1日を通じて1時間を超えない範囲内でおのおの必要と認める時間
妊娠障害休暇	14日以内
出産補助休暇	出産のため入院等の日以後40日以内において3日以内
男性の育児参加休暇	出産予定日の8週間前から当該出産の日後8週間を経過する日までの期間内において5日以内
子の看護休暇	5日以内（養育する子が2人いる場合にあっては6日、3人以上いる場合にあっては7日）
忌服休暇	1日～10日（血姻関係により異なる）
父母、配偶者及び子の祭日（父母、配偶者及び子の死亡後15年内の日に限る。）にあたる場合	慣習上最小限度必要と認められる期間（1日）
夏期休暇	任命権者が定める期間内で5日以内
長期勤続休暇	連続した2日以内
台風、地震、水害、火災その他の災害により職員の現住居が滅失し、又は損壊した場合で、職員が当該住居の復旧作業等のため勤務しないことが相当であると認められる場合	1週間を超えない期間内においてそのつど必要と認められる期間
台風、地震、水害、火災その他の災害、感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律による交通の制限若しくは遮断又は交通機関の事故等により出勤することが著しく困難であると認められる場合	そのつど必要と認める時間
台風、地震、水害、火災その他の災害時において、職員が退勤途上における身体の危険を回避するため勤務しないことがやむを得ないと認められる場合	そのつど必要と認める時間
赴任のため勤務につけない場合	そのつど必要と認める期間
昇任のための競争試験又は選考を受けるため出頭する場合	そのつど必要と認める期間
あらかじめ人事委員会の承認を得て任命権者が定める事項に該当する場合	人事委員会が承認した期間
スケーリングを受ける場合	そのつど必要と認める期間
国民体育大会、県民体育大会等へ参加する場合	そのつど必要と認める期間

#### (4) 病気休暇

病気休暇とは、職員が負傷又は疾病のため療養する必要があり、勤務しないことがやむを得ないと認められる場合、その療養に専念させる有給休暇です。

内 容	期 間
公務傷病による休暇	必要最小限度の期間
私傷病による休暇	引き続き90日以内の期間
結核による休暇	1年以内の期間

#### (5) 介護休暇

介護休暇とは、負傷、疾病又は老齢のため2週間以上にわたり日常生活を営むのに支障がある配偶者等の特定の親族等を介護をするために、勤務しないことが相当であると認められる無給休暇です。

内 容	期 間
特定の親族等を介護するために勤務しないことが相当と認められる場合	連続する 6 月の期間内において必要と認められる期間

## 4 職員の分限及び懲戒処分の状況

分限処分とは、職員が充分に職責を果たすことができない場合に、公務能率を維持するために行う処分をいい、また、懲戒処分とは、職員の義務違反に対して、公務における秩序を維持するために職員の責任を追及する処分をいいます。

平成 21 年度の処分の状況は、次のとおりです。

## (1) 分限処分

(単位：人)

処分理由	地方公務員法	降任	免職	休職	降給	合計	失職
勤務実績が良くない場合	第 28 条第 1 項第 1 号	4	0	/	/	4	/
心身の故障の場合	第 28 条第 1 項第 2 号、第 2 項第 1 号	0	1	182	/	183	/
職に必要な適格性を欠く場合	第 28 条第 1 項第 3 号	0	0	/	/	0	/
職制、定数の改廃、予算の減少により廃職、過員を生じた場合	第 28 条第 1 項第 4 号	0	0	/	/	0	/
刑事事件に関し起訴された場合	第 28 条第 2 項第 2 号	/	/	0	/	0	/
条例で定める事由による場合	第 27 条第 2 項	/	/	0	0	0	/
地方公務員法第 28 条第 4 項により失職した者	/	/	/	/	/	0	/
合 計		4	1	182	0	187	0

(注) 1 同一の者が複数回にわたって分限処分を受けた場合は、その数を重複して計上しています。

2 二以上の処分事由により分限処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載しています。

3 休職者の休職期間が延長された場合は、その都度計上しています。

## (2) 懲戒処分

(単位：人)

処分理由	地方公務員法	戒告	減給	停職	免職	合計
法令に違反した場合	第 29 条第 1 項第 1 号	7	1	2	6	16
職務上の義務に違反し又は職務を怠った場合	第 29 条第 1 項第 2 号	10	1	0	0	11
全体の奉仕者たるにふさわしくない非行のあった場合	第 29 条第 1 項第 3 号	4	1	1	2	8
合 計		21	3	3	8	35

(注) 1 同一の者が複数回にわたって懲戒処分を受けた場合は、その数を重複して計上しています。

2 二以上の処分事由により懲戒処分を受けた場合は、主たる処分事由に着目して記載しています。

## 5 職員の服務の状況

職員は、全体の奉仕者として公共の利益のために勤務し、職務の遂行に当たっては、全力を挙げてこれに専念しなければならないとされており、法令及び職務命令に従う義務をはじめとして、信用失墜行為の禁止、秘密を守る義務、職務に専念する義務など、服務上の制約が課せられています。

この制約の一つとして、営利企業等の従事制限がありますが、任命権者が職務の遂行に悪影響を及ぼさないと判断したときは、営利企業等への従事を許可することができるものとされています。

平成 21 年度の営利企業等の従事許可の状況は、次のとおりです。

区分	申請件数	許可件数
當利企業等の従事許可申請	94	93

## 6 職員の研修及び勤務成績の判定の状況

職員の研修については、職員の勤務能率の発揮及び増進のため、各任命権者ごとに様々な研修を行っています。

また、各任命権者は、職員の執務について定期的に勤務成績の評定を行い、その評定の結果に応じた措置を講じなければならないとされています。

平成 21 年度の実施状況については、次のとおりです。

## (1) 研修

【知事部局、病院局】

(単位：人)

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備考
新規採用職員研修	4 回	平成 21 年度採用職員	129	
一般職員 4 年目研修	2 回	平成 18 年度採用職員	81	
一般職員 10 年目 (キャリアビジョン) 研修	3 回	平成 12 年度採用職員	98	
一般職員 11 ~ 20 年目 (キャリアビジョン) 選択研修	1 回	昭和 62 年度～ 平成 8 年度採用職員	21	
技能労務職員研修	2 回	技能労務職員	109	
技能労務職員研修 (職種転換試験合格者)	1 回	技能労務職員（職種転換 試験合格者）	27	
選択研修	13 回	全職員を対象	340	
特別研修	9 回	全職員を対象	546	
新任等人事評価者 実務研修	3 回	新任等人事評価者	145	
管理監督職マネジメント研修	8 回	管理監督職	561	
派遣研修	3 回	全職員を対象	3	

（注）知事部局においては、人事課人材研修センターが実施する研修の状況を記載しています。

## 【教育委員会】

(単位 : 人)

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
新任管理職(校長)研修 (小・中)	1	小・中学校新任校長	76	
新任管理職(校長)研修 (県立)	1	県立学校新任校長	12	
21世紀を拓く熊本の教育推進講座	5	小・中校長	476	
新任管理職(教頭)研修 (小・中)	1	小・中新任教頭	80	
新任管理職(教頭)研修 (県立)	2	県立学校新任教頭	20	
学年主任研修(1・2年)	1	県立新任(1・2年)	38	
管理職研修(食育・特別支援)	1	校長(小・中・高・特)・共同調理場所長等	434	
県立新任事務長研修	1	県立新任事務長	7	
初任者研修(小・中・高・特)	小中3 県7	初任者(小・中・高・特)	205	
フォローアップ研修 (小・中)	2	教職経験者(6年目) (小・中)	124	
10年経験者研修(小・中・高・特)	小中10 県9	10年経験者(小・中・高・特)	222	
教職経験者(17年目) 研修(小・中・高・特)	小中1 県4	教職経験者(17年目) (小・中・高・特)	小中276 県101	
県立学校新任教務主任研修会	1	県立学校新任教務主任	24	
教務主任研修会(小・中)	0 事務所単位	教務主任(小・中)	477	
新規採用養護教諭研修会 (小・中・高・特)	4	新規採用養護教諭	12	
養護教諭10年経験者研修会	8	養護教諭10年経験者 (小・中・高・特)	2	
新規採用栄養教諭研修	2	新規採用栄養教諭	2	
新任事務職員研修	1	新任事務職員(小・中・高・特)	11	
新任実習教師研修	1	新任実習教師(高・特)	8	
新任寄宿舎指導員研修	1	新任寄宿舎指導員 (特)	2	
県立学校技師研修	1	県立学校技師(高・特)	24	
幼稚園・保育所等新規採用教員・保育士研修	2	幼稚園・保育所新規採用教員・保育士	86	
幼稚園等10年経験者研修	1	公市立幼稚園10年経験者	6	
校長等人権教育研修会	1	校長(小・中・高・特)	632	

(注) 教育委員会においては、職階研修の状況を記載しています。

## 【警察本部】

(単位：人)

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
初任科	4 回	新規採用警察官、一般職員	161 人	
初任補修科	3 回	職場実習修了警察官	137 人	
幹部任用科	3 回	警部補、巡査部長昇任者	53 人	
部門別任用科	4 回	警察官	78 人	
警務部門専科	8 回	警察官、一般職員	148 人	
生活安全部門専科	2 回	警察官	34 人	
地域部門専科	3 回	警察官	54 人	
刑事部門専科	7 回	警察官	113 人	
交通部門専科	6 回	警察官	81 人	
警備部門専科	3 回	警察官	41 人	

(注) 警察本部においては、専科の状況を記載しています。

## 【企業局】

(単位：人)

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
企業局新任職員研修	1	企業局新任職員	4	
企業局職員研修	1	企業局職員	64	

(注) 企業局においては、総務経営課研修の状況を記載しています。

## 【病院局】

(単位：人)

研修の名称	実施回数 (延べ)	対象者	修了者数 (延べ)	備 考
行動制限最小化研修	1 回	全職員	73	
院内感染対策研修	2 回	全職員	164	
医療安全研修	2 回	全職員	260	
病院局職員研修	2 回	全職員	147	

## (2) 勤務成績の評定

## 【知事部局、企業局、病院局】

評定の方法	評定者	評定結果の活用
熊本県職員人事評価実施要綱に基づき、次のとおり評価を実施 ・評価対象者：課長級以下の職員 ・評価項目：実績評価（業務処理、業務改革）、成果行動（コンピテンシー）評価（スキル分野、志向性分野）	基本的に、次のとおり評価者を設定 ・非役付職員：所属の人事担当補佐及び所属長 ・役付職員：所属長	昇任・昇格、配置転換、普通昇給（昇給延伸）、特別昇給及び人材育成に活用している

(注) 企業局及び病院局においては、知事部局に準じて実施しています。

## 【教育委員会】

評定の方法	評定者	評定結果の活用
<p>〈事務局の職員〉 平成20年度から評価者の役割の見直し、人事評価方法の改正を行った 「熊本県教育庁等職員人事評価実施要綱」に基づき、次のとおり評価を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・評価対象者：課長級以下の職員</li> <li>・評価項目：実績評価（業務処理、業務改革）、成果行動（コンピテンシー）評価（スキル分野、志向性分野）</li> </ul>	<p>「熊本県教育庁等職員人事評価実施要綱」次のとおり評価者を設定</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・一次評価者（人事担当補佐）：所属職員の人事評価を実施。</li> <li>・二次評価者（所属長）：一次評価者の人事評価及び所属職員の評価の調整</li> </ul>	昇任、配置転換、普通昇給及び人材育成の参考資料として活用。
<p>平成18年度より「勤務評定」に代わり現行の人事評価制度を導入。 「自己評価」と「評価者評価」の2本柱から成る。 「自己評価」は、A～Dの4段階で絶対評価を行う。 「評価者評価」は、あらかじめ示された職務行動のレベルに応じて3～0の4段階で評価を行う</p>	<p>「熊本県立学校職員の人事評価に関する規則」及び「熊本県市町村立学校職員の人事評価に関する規則」第6条第2項参照。</p>	<p>人事異動及び各種研修受講者推薦等の参考資料として活用する。 給与等の待遇に反映させる方法については、調査検討中。</p>

## 【警察本部】

評定の方法	評定者	評定結果の活用
被評定者に身上申告書を提出させ、各階級に対応する勤務評定記録書により実施	被評定者の勤務実態を最も把握しうる立場にある者	昇任、昇給、人事異動等の人事管理

## 7 職員の福祉及び利益の保護の状況

## (1) 厚生制度

地方公共団体は、職員の保健、元気回復、その他厚生に関する事項について計画を樹立し、これを実施しなければならないとされています。

平成 21 年度の実施状況については、次のとおりです。

【知事部局、病院局】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健にすること	健康診断	定期健康診断（生活習慣病等）
		特殊業務等従事者健康診断
		じん肺健康診断
		振動病健康診断
		VDT 作業従事職員特別診断
	健康相談・指導	健康相談
		ストレス相談
		検診結果の集計、分析、通知
		事後指導の実施
	健康教育	肩こり・腰痛予防教室
職員の元気回復にすること	安全衛生管理	衛生委員会の設置、活動の推進
		長時間勤務健康障害防止対策の推進
		心の健康づくり対策
		心の健康の問題により休業した職員の職場復帰支援対策
		メンタルヘルスに関する研修
		安全衛生研修会
		衛生管理者の養成
		産業医の養成
その他の厚生にすること	その他	地方職員共済組合が行なう健康診断等事業への助成
		健康相談室の設置、運営
		健康管理に関する広報、啓発
職員の元気回復にすること	職員レクリエーション	職員球技大会の実施、レクリエーションの承認
	一般教養	教養室、図書室の管理運営
その他の厚生にすること	厚生施設	食堂、売店等厚生施設の委託
	職員住宅	職員住宅の維持管理
	その他	ライフプラン事業の推進

## 【教育委員会】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	健康診断	定期健康診断
		人間ドック
		器官別検診
	健康相談・指導	こころの健康相談
		電話健康相談 24
		面接によるカウンセリング
		健康診断集計、分析
	健康教育	体力アップ支援事業
		メンタルヘルス講師派遣事業
	安全衛生管理	安全衛生委員会の設置、活動の推進
	その他	健康管理に関する広報、啓発
職員の元気回復の関すること	職員レクレーション	体育レクレーション大会の開催
その他の厚生に関すること	職員住宅	教職員住宅の維持管理
	その他	ライフプラン事業の推進

## 【警察本部】

区 分	内 容	実施状況
職員の保健に関すること	1 健康診断	1 定期健康診断（特定健康診査を含む。） 2 特殊健康診断（高気圧健康診断等） 3 その他健康診断
		1 健康相談 2 健康診断後の指導（特定保健指導を含む。）
		1 メンタルヘルス研修会 2 生活習慣病予防研修会 3 心身の健康づくり支援事業
	4 安全衛生管理	1 衛生委員会、産業医及び衛生管理者の設置 2 安全衛生研修会 3 過重労働対策 4 職員の職場復帰支援
		健康管理に関する広報・啓発
	5 その他	

その他の厚生に関すること	1 警察職員互助会	福利厚生事業 (給付事業、貸付事業及び福祉事業)
	2 その他	1 年代別ライフサイクルプラン研修会 (30歳、40歳、50歳及び57歳) 2 採用時ライフプラン教養

## 【企業局】

区分	内 容	実施状況
職員の健康管理に関すること	健康診断	定期健康診断
その他厚生事業	職員住宅	職員住宅の維持管理

## (2) 公務災害

平成 21 年度における職員の公務災害、通勤災害の認定状況については、次のとおりです。

## ① 公務災害

(単位：人)

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ件数	年度末未処理件数
		公務上	公務外		
20	110	116	2	0	12

## ② 通勤災害

(単位：人)

前年度末現在 未処理件数	受理件数	認定件数		取り下げ件数	年度末未処理件数
		通勤災害 該 当	通勤災害 非 該 当		
0	6	6	0	0	0

## (3) 育児休業等の取得

平成 21 年度の育児休業等の取得状況については、次のとおりです。

## ① 育児休業承認期間

(単位：人)

	育児休業承認期間					
	6 月以下	6 月～ 1 年以下	1 年～ 1 年半以下	1 年半～ 2 年以下	2 年～ 3 年以下	合 計
男性職員	5	2	0	0	0	7
女性職員	5	65	104	71	56	301
合 計	10	67	104	71	56	308

## ②-1 部分休業承認期間

(単位：人)

	部分休業承認期間						
	1年以下	1年～ 2年以下	2年～ 3年以下	3年～ 4年以下	4年～ 5年以下	5年以上	合 計
男性職員	1	0	0	0	0	0	1
女性職員	17	5	0	0	0	0	22
合 計	18	5	0	0	0	0	23

## ②-2 一日の部分休業取得時間

(単位：人)

	1日の部分休業取得時間(平均)				
	30分以下	30分～ 60分以下	60分～ 90分以下	90分超	合 計
男性職員	0	1	0	0	1
女性職員	8	7	1	6	22
合 計	8	8	1	6	23

## 8 職員の競争試験及び選考の状況

平成 21 年度の採用試験等の実施状況については、次のとおりです。

## (1) 採用試験の日程等

試験の種類	公告日	申込 受付期間	試験日 (合格発表日)			試験地
			第1次	筆記	21.6.28 (21.7.7)	
職員採用試験	大学卒業程度	21.4.24	21.5.11 ～5.29	筆記	21.7.19	熊本市 東京都
				面接	21.7.28 ～8.1 (21.8.11)	熊本市
	短期大学卒業程度	21.7.3	21.8.10 ～8.28	筆記	21.9.27 (21.10.6)	熊本市
				面接	21.10.31 (21.11.13)	熊本市

職員採用試験	短期大学卒業程度	21. 7. 3	21. 8. 10 ～8. 28	第1次	筆記	21. 9. 27 (21. 10. 6)	熊本市
				第2次	筆記	21. 10. 24	熊本市
				面接	面接	21. 10. 31 (21. 11. 13)	熊本市
警察官採用試験	高等学校卒業程度	21. 7. 3	21. 7. 3 ～8. 28	第1次	筆記	21. 9. 27 (21. 10. 6)	熊本市 八代市 天草市
				第2次	筆記	21. 10. 24	熊本市
				面接	面接	21. 10. 31 (21. 11. 13)	熊本市
警察官採用試験	警察官 A	21. 4. 24	21. 5. 11 ～5. 29	第1次	筆記	21. 7. 12 (21. 7. 17)	熊本市 神奈川県
				第2次	体力	21. 8. 8	熊本市
				面接	面接	21. 8. 15 ～8. 20 (21. 8. 28)	熊本市
警察官採用試験	警察官 B	21. 7. 3	21. 8. 10 ～8. 28	第1次	筆記	21. 10. 18 (21. 10. 27)	熊本市 八代市 天草市
				第2次	体力	21. 11. 14	熊本市
				面接	面接	21. 11. 21 ～11. 23 (21. 12. 4)	熊本市

## (2) 採用試験及び採用選考の実施状況

## ① 職員採用試験

(単位：人)

区分	職種	採用予定者数	第1次試験		第2次試験受験者数	最終合格者数	競争率(倍)	採用者数(7.1現在)
			受験者数	合格者数				
大学卒業程度	行政	22人程度	213	57	52	22	9.7	17
	警察行政	11人程度	128	29	29	11	11.6	10
	学校事務	8人程度	116	23	22	8	14.5	7
	心理判定員	1人程度	18	3	3	1	18.0	1
	一般土木	11人程度	28	7	7	6	4.7	6
	農業土木	2人程度	4	1	1	1	4.0	1
	建築	5人程度	15	6	6	5	3.0	5
	機械	1人程度	6	1	1	1	6.0	1
	電気	1人程度	5	2	2	1	5.0	0
	化学	3人程度	22	6	6	3	7.3	2
	農学	5人程度	30	12	12	5	6.0	5
	林学	2人程度	15	5	4	2	7.5	2
	畜産	1人程度	10	3	3	1	10.0	1
	水産	1人程度	11	3	3	1	11.0	1
	保健師	3人程度	13	5	5	3	4.3	3
	薬剤師	2人程度	7	6	3	2	3.5	2
	小計	79人程度	641	169	159	73	8.8	64
卒短期程大学	学校図書館事務	1人程度	52	3	3	1	52.0	1
	小計	1人程度	52	3	3	1	52.0	1
卒高業程度学校	一般事務	2人程度	28	5	4	2	14.0	1
	警察事務	5人程度	113	10	10	5	22.6	3
	学校事務	5人程度	66	10	5	4	16.5	4
	一般土木	2人程度	10	2	2	2	5.0	2
	小計	14人程度	217	27	21	13	16.7	10
合計		94人程度	910	199	183	87	10.5	75

## ② 警察官採用試験

(単位：人)

職種	試験の区分	採用予定者数	第1次試験		第2次試験受験者数	最終合格者数	競争率(倍)	採用者数(7.1現在)
			受験者数	合格者数				
警察官 A	男性	121人程度	818	444	368	123	6.7	107
	女性	10人程度	114	34	25	11	10.4	9
	武道指導	2人程度	6	2	2	2	3.0	2
	小計	133人程度	938	480	395	136	6.9	118
警察官 B	男性	50人程度	480	184	184	53	9.1	45
	女性	6人程度	97	22	22	6	16.2	5
	武道指導	2人程度	1	0	0	0	-	0
	小計	58人程度	578	206	206	59	9.8	50
合計		191人程度	1516	686	601	195	7.8	168

## (3) 障害者採用選考

(単位：人)

職種	採用予定者数	第1次試験		第2次試験受験者数	最終合格者数	競争率(倍)	採用者数(4.1現在)
		受験者数	合格者数				
一般事務	1人程度	12	4	4	1	-	1
学校事務	2人程度		4	4	2	-	2
合 計	3人程度	12	8	8	3	4.0	3

## (4) 採用選考

(単位：人)

区分	任命権者職	知事	教育委員会	警察本部長	知事(企業局)	その他の	計
一般職員	部長級	2					2
	次長級						0
	課長級	6	11				17
	課長補佐級	4	7				11
	係長級	1	33				34
	主任主事	1	17				18
	主任技師	2					2
	主事		1				1
	技師	1					1
	医師	5					5
資格職種等	社会福祉士	2					2
	保育士	1					1
	獣医師	3					3
	職業訓練指導員	1					1
	機械	1					1
	デザイン	1					1
	化学	1					1
	船長		1				1
	身体障害者	1	2				3
	小計	33	72	0	0	0	105
警察官	警視			2			2
	警部						0
	警部補						0
	巡査部長						0
	巡査長						0
小計		0	0	2	0	0	2
合計		34	74	2	0	0	110

## (3) 昇任試験の実施状況

(単位：人)

区分	職	受験者数	最 終 合格者数	競争率(倍)	試験日
警察官	警部	340	25	13.6	第1次 21.4.16 第2次 21.4.24 第3次 21.5.15 (口述・術科)
	警部補	432	67		第1次 21.10.26 第2次 21.11.5 第3次 21.11.30 (口述・術科)
	巡査部長	618	102		第1次 21.10.23 第2次 21.11.2 第3次 21.11.27 (口述・術科)

## (4) 昇任選考の実施状況

(単位：人)

区分	職	知事	教育委員会	警察本部	知事 (企業局)	その他	計
一般職員	部長級	6					6
	次長級	27	1		1	2	31
	課長級	66	3	2		2	73
	課長補佐級	128	25	5		3	161
	係長級	124	29	10	4	3	170
	小計	351	58	17	5	10	441
警察官	警視			23			23
							0
							0
	小計	0	0	23	0	0	23
合計		351	58	40	5	10	464

## 9 給与、勤務時間その他の勤務条件に関する報告及び勧告の状況

地方公務員法の規定に基づき、平成21年10月9日に県議会及び知事に対し、職員の給与等について報告及び勧告を行いましたが、その概要は次のとおりです。

## (1) 民間給与と職員給与の比較

## ① 月例給

民間給与（A）	職員給与（B）	較差（A-B）
382,262円	383,350円	△1,088円(△0.28%)

※ 企業規模50人以上、かつ事業所規模50人以上の県内民間事業所の従業員（523事業所のうち187事業所を抽出して実地調査）と、職員の4月分給与を調査

民間事業所の事務・技術関係職種の従業員と職員（行政職）の給与について、主な給与決定要素である役職段階、年齢、学歴と同じくする者同士を比較

※ 職員給与（B）は、給料カット前の額

（給料カット後の職員給与は371,568円で、民間の給与を10,694円（2.88%）下回っている。）

## ② 特別給（ボーナス）

民間のボーナス（賞与等） 4.14月

職員の期末手当・勤勉手当 4.50月

※ 前年8月から7月までの1年間の民間の支給実績（支給割合）と職員の年間支給月数を比較

## (2) 給与改定の内容

## ① 月例給

## ア 給料表

初任給を中心とした若年層及び医師を除き、すべての給料月額について引下げ

※ 給与構造改革の給料水準引下げに伴う経過措置額の算定基礎となる額についても、所要の調整

## イ 住居手当

自宅に係る住居手当（月額3,500円）を3,000円に引下げ

## ② 期末手当・勤勉手当

民間の支給割合及び人事院勧告を考慮して引下げ 年間4.5月分→4.15月分（△0.35月分）

（一般の職員の場合の支給月数）

	6月期	12月期
21年度 期末手当 勤勉手当	1.25月（現行1.4月）	1.5月（現行1.6月）
	0.7月（現行0.75月）	0.7月（現行0.75月）
22年度 期末手当 以降 勤勉手当	1.25月	1.5月
	0.7月	0.7月

※ 5月の勧告に基づき、6月期における期末手当・勤勉手当の特例措置により凍結した支給月数分（0.2月分）は引下げ分の一部に充当

## ③ 実施時期等

条例公布日の属する月の翌月の初日（公布日が月の初日であるときは、その日）

4 月からの年間給与で民間との実質的な均衡を図るため、12 月期の期末手当の額で所要の調整

(3) 職員の勤務時間

職員の勤務時間については、国や他の地方公共団体の状況などを踏まえ、国家公務員の勤務時間（1日当たり 7 時間 45 分、1週間当たり 38 時間 45 分）に準じてできるだけ速やかに改定することが適当

(4) 職員の人事・給与等に関する今後の課題

① 人事・給与制度

ア 勤務実績の給与への反映

イ 女性職員の登用

ウ 高齢期の雇用問題

エ 労働基本権の問題

② 仕事と生活の調和に向けた勤務環境の整備

ア 総実勤務時間の短縮

イ 職員の健康管理

ウ 両立支援その他勤務環境の整備

③ 信頼の確保

【参考】給与勧告に伴う職員の平均給与等

行政職（平均年齢 43 歳 10 月、平均経験年数 22 年 0 月）

	勧告前	勧告後	差
給与月額	371,568 円	370,559 円	△1,009 円
年間給与	6,214,000 円	6,062,000 円	△152,000 円

※ 給料カット後の額。年間給与は、給与月額及び期末手当・勤勉手当により算出

(5) 実施状況

人事委員会勧告のとおり実施。

平成 21 年 11 月県議会にて関係条例可決（平成 21 年 12 月 1 日施行）

10 勤務条件に関する措置の要求の状況

平成 21 年度の要求件数等については、次のとおりです。

(単位：人)

区分	前年度末現在 未処理件数	当該年度の 措置要求件数	当該年度の 処理件数	左の内訳		年度末現在 未処理件数
				A の処理件数	B の処理件数	
給与		1	1		1	0
旅費						0
休暇						0
執務環境						0
福利厚生						0
転任						0
任用						0
その他	9	14	23	9	14	0
合計	9	15	24	9	15	0

## 1 1 不利益処分に関する不服申立ての状況

平成21年度の申立て件数等については、次のとおりです。

(単位：人)

区分	前年度末現在 未処理件数 A	当該年度の 不服申立て件数 B	当該年度の 処理件数	左の内訳		年度末現在 未処理件数
				Aの処理件数	Bの処理件数	
分限 処 分	降 級					0
	降 任					0
	休 職					0
	分限免職					0
	小 計	0	0	0	0	0
懲 戒 処 分	戒 告					0
	減 級					0
	停 職					0
	懲戒免職	1				1
	小 計	1	0	0	0	1
転 任						0
そ の 他						0
合 計	1	0	0	0	0	1

## 熊本県公告第538号

特定調達契約につき随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条第1項の規定により次のとおり公示する。

平成22年9月28日

熊本県知事 蒲島 郁夫

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量  
抗インフルエンザウイルス薬（ザナミビル水和物5ミリグラム）  
20ブリストー 12, 260箱
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地  
熊本県健康福祉部健康危機管理課新型インフルエンザ対策班  
郵便番号862-8570 熊本市水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日  
平成22年8月13日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所  
グラクソ・スミスクライン株式会社  
東京都渋谷区千駄ヶ谷四丁目6番15号
- 5 随意契約に係る契約金額  
33,727,260円（うち消費税及び地方消費税の額1,606,060円）
- 6 契約の相手方を決定した手続  
随意契約
- 7 随意契約の理由  
当該数量を調達可能な相手方は、抗インフルエンザウイルス薬（ザナミビル水和物5ミリグラム）の製造販売業者であるグラクソ・スミスクライン株式会社のみであり、入札に適さず調達の相手方が特定されていることから、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令第10条第1項第1号の規定に該当するため

## 訓 令

## 熊本県訓令第44号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年9月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県庁処務規程の一部を改正する訓令

熊本県庁処務規程（昭和36年熊本県訓令甲第29号）の一部を次のように改正する。  
第8条第6項中「第5条第5項に規定する副総室（室）長又は課長補佐（課内室に置く課長補佐を除く。）及び」を「副総室（室）長、課長補佐（担当課長補佐及び課内室に置く課長補佐を除く。）又は」に改める。

第9条第6項中「第5条第5項に規定する副総室（室）長、課長補佐（課内室に置く課長補佐を除く。）」を「副総室（室）長、課長補佐（担当課長補佐及び課内室に置く課長補佐を除く。）」に改める。

別表第3土木部建築課の項第9項中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

		(10) 熊本県地球温暖化の防止に関する条例（平成22年熊本県条例第16号）の施行に関すること（建築物に関すること有限る。）。				1 同条例第35条の規定に基づく公表を行うこと。	
--	--	---	--	--	--	--------------------------	--

## 附 則

この訓令は、平成22年10月1日から施行する。

## 熊本県訓令第45号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）  
各 地 方 出 先 機 関

熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成22年9月28日

熊本県知事 蒲島郁夫

熊本県地域振興局処務規程の一部を改正する訓令

熊本県地域振興局処務規程（平成12年熊本県訓令第37号）の一部を次のように改正する。

第6条第1項土木部技術管理（景観）課（宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及び上益城地域振興局を除く。）の項中第23号を第24号とし、第22号を第23号とし、第21号を第22号とし、第20号の次に次の1号を加える。

（21） 熊本県地球温暖化の防止に関する条例（平成22年熊本県条例第16号）の規定に基づく建築物に係る地球温暖化対策に関すること。

第6条第1項土木部景観建築課の項に次の1号を加える。

（3） 土木部技術管理（景観）課の項第21号に掲げる事務

第7条第2項土木部技術管理課（宇城地域振興局、玉名地域振興局、菊池地域振興局及び上益城地域振興局を除く。）、土木部景観建築課及び土木部技術管理景観課に属する事項中第18号を第19号とし、第17号を第18号とし、第16号の次に次の1号を加える。

（17） 熊本県地球温暖化の防止に関する条例（以下この号において「条例」という。）に関する事務

ア 条例第32条から第34条までの規定に基づく提出の受付に関すること。

イ 条例第49条の規定に基づき指導及び助言をすること（アに掲げる事務に係るものに限る。）。

ウ 条例第 50 条の規定に基づき報告又は資料の提出を求めること（アに掲げる事務に係るものに限る。）。

附 則

この訓令は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。

---

熊本県訓令第 46 号

本庁各部（公室・局）課（総室・室・センター）

各 地 方 出 先 機 関

熊本県建築物安全推進室設置規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

平成 22 年 9 月 28 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

熊本県建築物安全推進室設置規程の一部を改正する訓令

熊本県建築物安全推進室設置規程（平成 18 年熊本県訓令第 39 号）の一部を次のように改正する。

第 2 条中第 10 号を第 11 号とし、第 9 号の次に次の 1 号を加える。

（10） 熊本県地球温暖化の防止に関する条例（平成 22 年熊本県条例第 16 号）の施行に關すること（建築物に關することに限る。）。

附 則

この訓令は、平成 22 年 10 月 1 日から施行する。